

答 申 書 (案)

令和 4 年 月 日

東松山市長 森田 光一 様

東松山市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 高 野 正 秀

デジタル社会形成整備法第 5 1 条による改正個人情報保護法の施行に伴う条例の整備について (答申)

令和 4 年 8 月 1 7 日付け東松総発第 0 8 1 7 0 0 2 号により東松山市長から諮問のありました標記の件について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

審議会の結論

標記の件については、別紙のとおりであることから、その内容を適当なものとして認めます。

別紙

1 デジタル社会形成整備法による個人情報の保護に関する法律の改正の概要

国内における個人情報保護制度については、いわゆる「2000個問題」と言われていたように、それぞれの個人情報の取扱主体に応じて個別の法令が適用されていたが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）により、個人情報の取扱主体に関わらず、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正個人情報保護法」という。）の下で統一した運用を行うこととなり、地方公共団体を適用対象とする規定の改正は、令和5年4月1日に施行されることとなっている。

2 諮問の内容についての検討

(1) 条例整備の方向性について

デジタル社会形成整備法による改正に伴い、各市町村における個人情報保護制度に関する規律については、改正個人情報保護法が適用されることとなる。改正個人情報保護法は、個人情報の保護とデータ流通の両立をその目的に挙げているが、個人情報の適正な取扱いの確保による個人の権利利益の保護を目的としている。現行の東松山市個人情報保護条例（平成17年東松山市条例第3号。以下「現行条例」という。）に比べ、改正個人情報保護法の規律の内容は、個人の権利利益の保護のみならず、個人情報の有用性を念頭に置いたものとなっている。

しかしながら、個人情報の保護の視点から権利利益の保護を図ることは引き続き重要な市の責務であり、東松山市における個人情報の取扱状況を、市民自らがより確実に、また、より速やかにチェックできる仕組みを維持するために、改正個人情報保護法が許容する範囲内で法の施行に関し条例に特段の規定を置くことは適当であると認められる。

(2) 条例に規定する内容について

以下に挙げるもののほか、条例に規定する内容として諮問のあったものについては、市民の権利利益の保護に資すると認められ、適当なものである。

ア 安全管理措置に関する規定について

諮問においては、市の各機関に、安全管理措置を講ずるための「個人情報保護管理者」の設置に関する規定を置くことが示されている。

個人情報を取り扱う事務は、各課所の長の責任及び指揮監督の下で行われるものであり、現行条例と同様の体制を敷くことで、より具体的な安全管理措置を図ることとするのが適切であるといえることから、このような規定を置くことは適当であると認められる。

イ 個人情報の適正な取扱いに関する規定について

改正個人情報保護法では、「個人情報ファイル簿」の作成及び公表が義務付けられているが、諮問においてはこれとは別に、「個人情報取扱事務登録簿」を整備することについて、規定を置くことが示されている。

自身の個人情報がどのような事務で利用され、取り扱われているか確認する術を確保することは、個人情報の自己コントロール権を尊重する上で重要であり、また、帳簿の内容を適宜見直し、更新等を行うことは、個人情報保護の確実性を高める上でも一定の効果があると考えられる。これらのことから、「個人情報取扱事務登録簿」の整備に関する規定を置くことは適当であると認められる。

ウ 開示等請求の手續に関する規定について

改正個人情報保護法では、保有個人情報の開示請求等についての決定期限は原則30日以内とされているが、諮問においてはこれについて、14日以内とすることが示されている。

自己に関する情報の正確性や取扱いの適正性を確認することを目的として行われる保有個人情報の開示等の請求に対しては、不測の不利益を未然に防止し、現に不利益が生じた場合はそれを最小化するといった観点からも、速やかに対応するのが適切である。

以上のことから、開示等の請求に対する決定期限を14日以内とする規定を置くことは、適当であると認められる。

エ 審査請求に関する調査審理手続に関する規定について

諮問においては、個人情報保護制度に関する審査請求について、行政不服審査会にインカメラ審理などの権限を設けることが示されている。

改正個人情報保護法では、審査請求に関する調査審理手続において、審理員による審理を行わない旨の規定が置かれているが、これは個人情報保護制度に関する審査請求の調査審議を所管する審査会に対し、その設置に関する法令で規定を置くことで、インカメラ審理などの権限を設けることにより、審理の公平性・公正性を担保することを想定していることによるものである。

このことから、開示請求等に関する処分についての審査請求に関し東松山市行政不服審査会にインカメラ審理などの権限を設ける規定を置くことは、適当であると認められる。

オ 運用に関する規定について

諮問においては、当審議会に専門的な知見に基づく意見を聴くことができることを定める規定を置くことが示されている。

改正個人情報保護法は、個人情報保護制度に関し全国一律の規律を設けることがその改正の趣旨である一方で、同法第129条において、特に必要である場合は条例で定めることにより、審議会に諮問をすることができる旨が規定されている。これは、個人情報保護制度の具体的な運用や、安全管理措置の内容について、専門的な知見を有する者による審議が必要である場合を想定したものである。

このことから、審議会に専門的な知見に基づく意見を聴くことができることを定める規定を置くことは、適当であると認められる。

3 審議会の結論

本件については、以上のとおりであることから、その内容を適当なものと認める。